

議案第25号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

佐倉市志津コミュニティセンター

2 指定管理者となる団体

千葉県佐倉市ユーカリが丘四丁目1番地1

山万総合サービス株式会社 代表取締役 木戸一郎

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

令和7年11月25日提出

佐倉市長 西田 三十五